

公的年金制度の役割と これにふさわしい財政方式及び財源等 (資料編)

資料1	1
年金に加入し始めてから受給するまでの時間の長さ と 経済社会の大きな変動	
資料2	2
65歳平均余命の推移 年齢別生存率の推移	
資料3	4
先進諸国の公的年金制度	
資料4	6
財政再計算に基づく厚生年金の保険料引上げ計画と 完全な賦課方式により設定した保険料率の比較	
資料5	7
基礎年金国庫負担額の見通し	
資料6	8
国民負担率（租税負担、社会保障負担）の推移 国民負担率の国際比較 社会保険料負担の国際比較	
資料7	11
各種所得保障給付制度の概要	
資料8	15
未加入・未納の現状	
資料9	17
厚生年金・報酬比例部分の民営化	

(資料1) 年金に加入し始めてから受給するまでの時間の長さ と経済社会の大きな変動

2001年に65歳を迎えた人

45年前

<20歳>

<40歳>

<65歳>

<亡くなるまで>

【平均標準報酬月額】

約1.2万円

約14万円

約32万円

26.4倍



経済社会の
大きな変動



生活水準に
対応した年金

1956

1976

2001

1956年度初めに1,000円を積立て、厚生年金積立金の各年度の平均運用利回りで運用した場合(1年毎に預換え複利計算)

1,000円

約3,400円

約14,800円

14.8倍

1956年度初めに1,000円を積立て、各年度初めの郵便定額貯金の利率で運用した場合(1年毎に預換え、複利計算)

1,000円

約2,600円

約5,700円

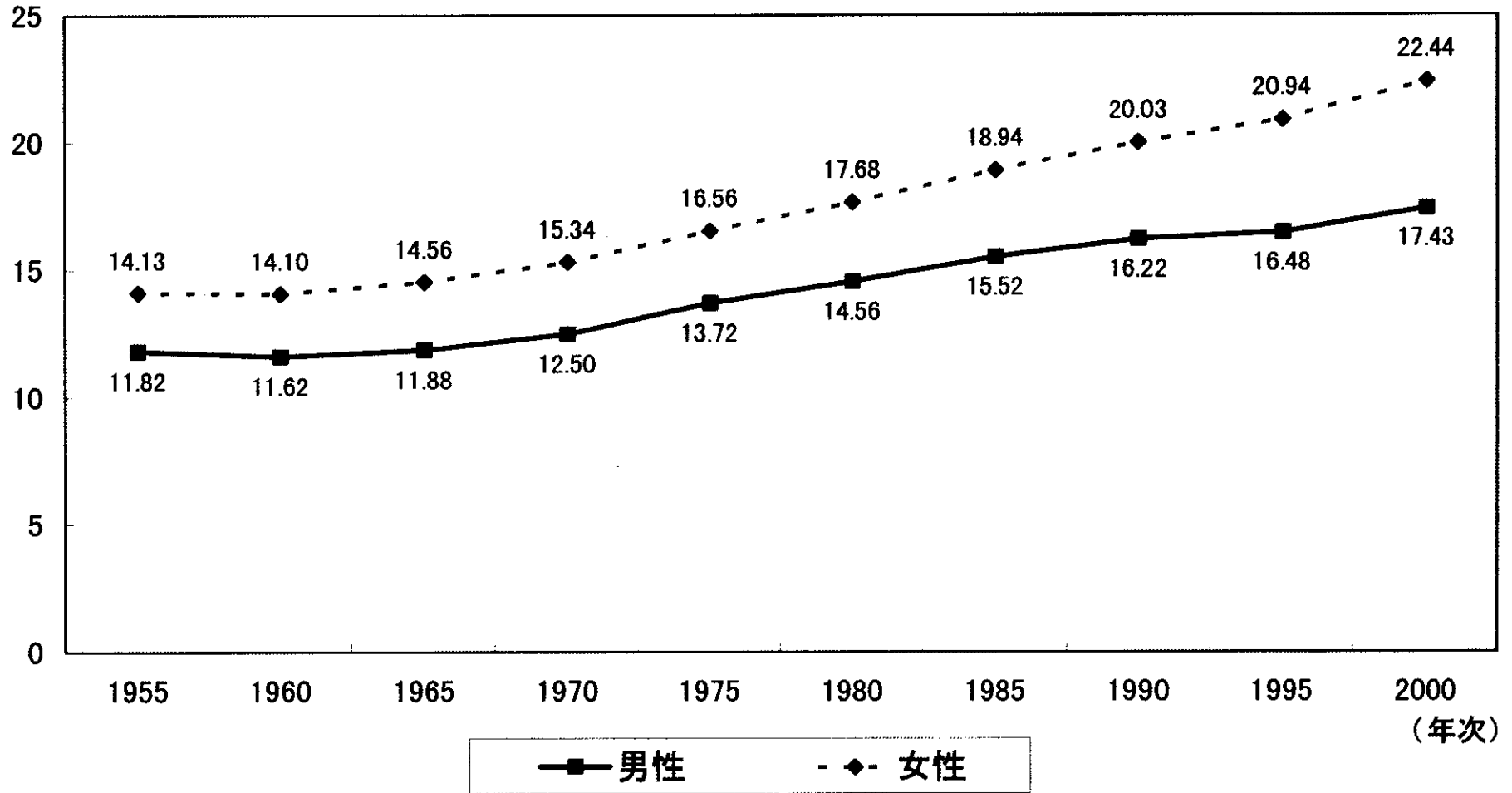
5.7倍

(資料2)

65歳平均余命の推移

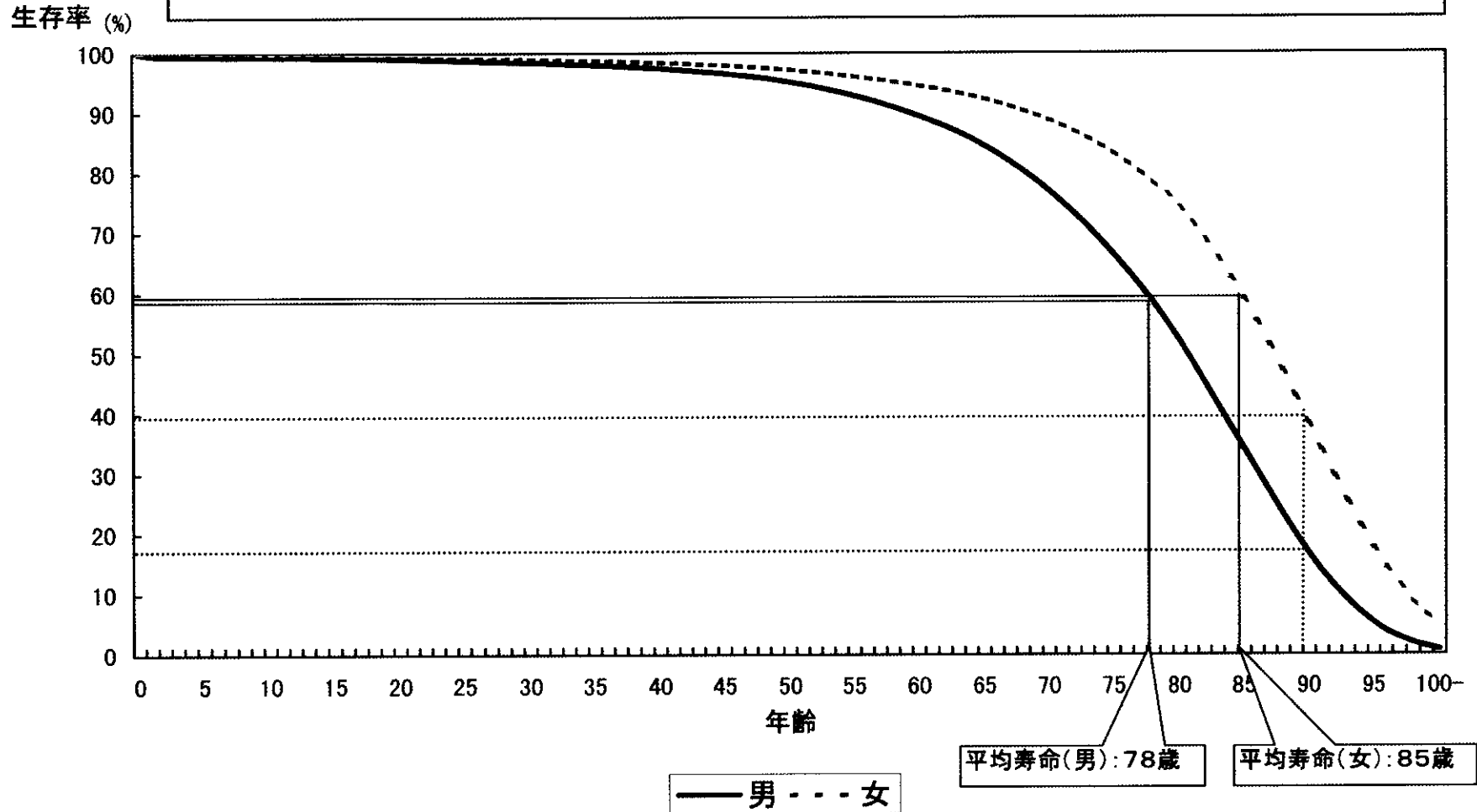
65歳時の平均余命は一貫して伸びており、例えば女性の場合、1955年の14.13歳→2000年の22.44(+8.31年)と急速に上昇している。

(年)



年齢別生存率の推移

平成12年の年齢別生存率をみると、男性(78歳)、女性(85歳)ともに平均寿命時点で6割が生存しており、90歳時点でも、男性の17%、女性の39%が生存している。



(出典)平成12年簡易生命表より作成

【 要 点 】


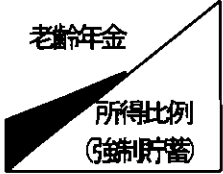

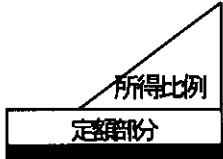
1 ほとんどの主要国において、公的年金は、世代間扶養を基本とする社会保険方式（賦課方式の社会保険）を採用している。

※税方式：一定の年齢になったら、個々人の保険料拠出と連動することなく、税によって、国が生活の基礎費用を一律に支給する方式

2 人口が早くから成熟化しているドイツ等では、積立金は支払準備金程度の保有となっているが、我が国は、少子高齢化が急速に進行する中で、現役世代の保険料が急速に上昇し過度なものとならないよう、一定の運用収入を確保するため、比較的大きな積立金を保有している。

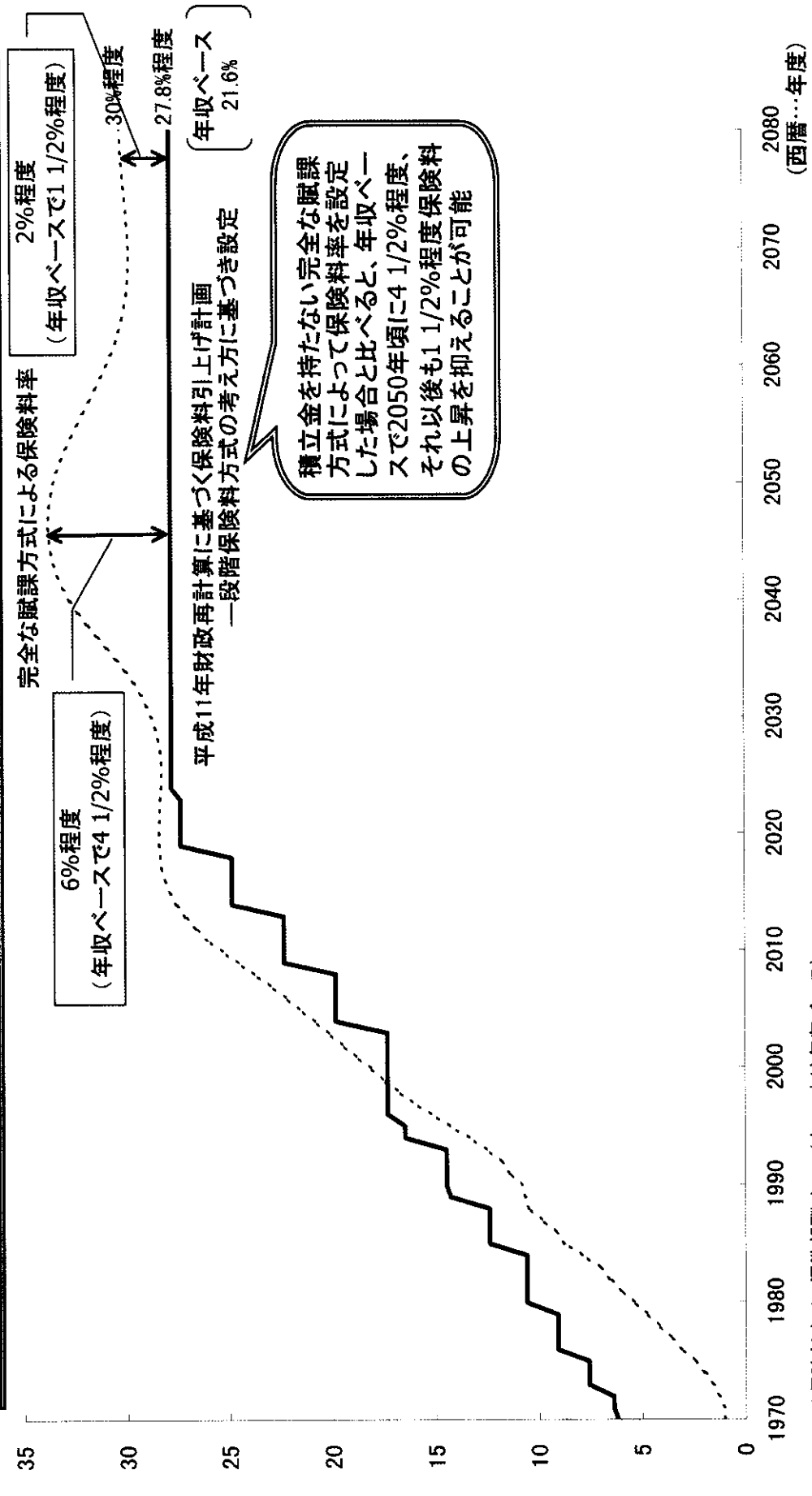
3 ほとんどの主要国において、公的年金は、報酬（所得）に比例する給付（我が国の年金制度の2階部分に相当）を有する。

国名	公的年金の体系 保険料拠出源 税財源	対象者（社会保険方式に限る） ◎強制△任意×非加入	社会保険方式か 税方式か	社会保険方式における 世代間扶養（賦課方式） の採否（括弧内は積立 金の積立度合）
アメリカ	↑年金額 所得比例 —現役時の所得	◎被用者（年830ドル(約10万円)以上の収入のある者) ◎自営業者(年400ドル(約5万円)以上の収入のある者) ×無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約2年分)
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者(週に67ポンド(11,300円)以上の収入のある者)(それ以下の低所得者は△) ◎自営業者(年3,825ポンド(約65万円)以上の収入のある者)(それ以下の低所得者は△) △無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約2ヶ月分)
ドイツ	所得比例	◎被用者(週15時間以内の短時間労働者、月620マルク(約3万円)以下の低収入者は△) △自営業者(業種によっては◎)、無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約1ヶ月分)
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	社会保険 (年金、所得の低い者に扶給による老人最低保障給付あり)	世代間扶養 (給付費の約1ヶ月分) —今後、積立度合を増す予定
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 ×無職	社会保険 (年金の低い者に扶給による保証年金あり) →1999年ご税方式の基本年金を社会保険方式中心に改めた。	世代間扶養 (給付費の約4年分) (2000年) →1999年改革により部分的に積立方式を導入

カナダ	 <p>基本年金 所得比例</p>	<p>◎被用者、自営業者 (年3,500ドル (約24万円) 以上の収入のある者) ×無職</p>	<p>社会保険 (年金、所得の低い者には税による基本年金、補足給付あり)</p>	<p>世代間扶養 (給付費の約2年分) →1998年改革により今後約4～5年分に積み増す予定</p>
オーストラリア	 <p>老齢年金 所得比例 (強制的貯蓄)</p>	<p>(給与の8%を老後のために強制的貯蓄。それを運用したものを老後に給付。)</p>	<p>老後のための強制的貯蓄 (年金、所得の低い者には税による老齢年金あり) →1992年に、従来の税方式を補足的なものに改め、老後のための強制的貯蓄を導入</p>	<p>—</p>
ニュージーランド	 <p>定額給付</p>	<p>(税を財源とし、全居住者対象)</p>	<p>税</p>	<p>—</p>
日本	 <p>所得比例 定額給付</p>	<p>◎被用者、自営業者、無職</p>	<p>社会保険</p>	<p>世代間扶養 (給付費の約5年分) (厚生年金) →今後高齢化に伴い約3年分に縮小</p>

(資料4) 財政再計算に基づく厚生年金の保険料引上げ計画と完全な賦課方式と完全な賦課方式により設定した保険料率の比較

世代間扶養の考え方を基本におきつつ、21世紀半ばにかけて急速な高齢化の途上にある我が国の年金制度において、将来の現役世代の保険料負担を適重なものとしたいためには、積立金を活用して保険料負担の上昇を緩和することが必要。

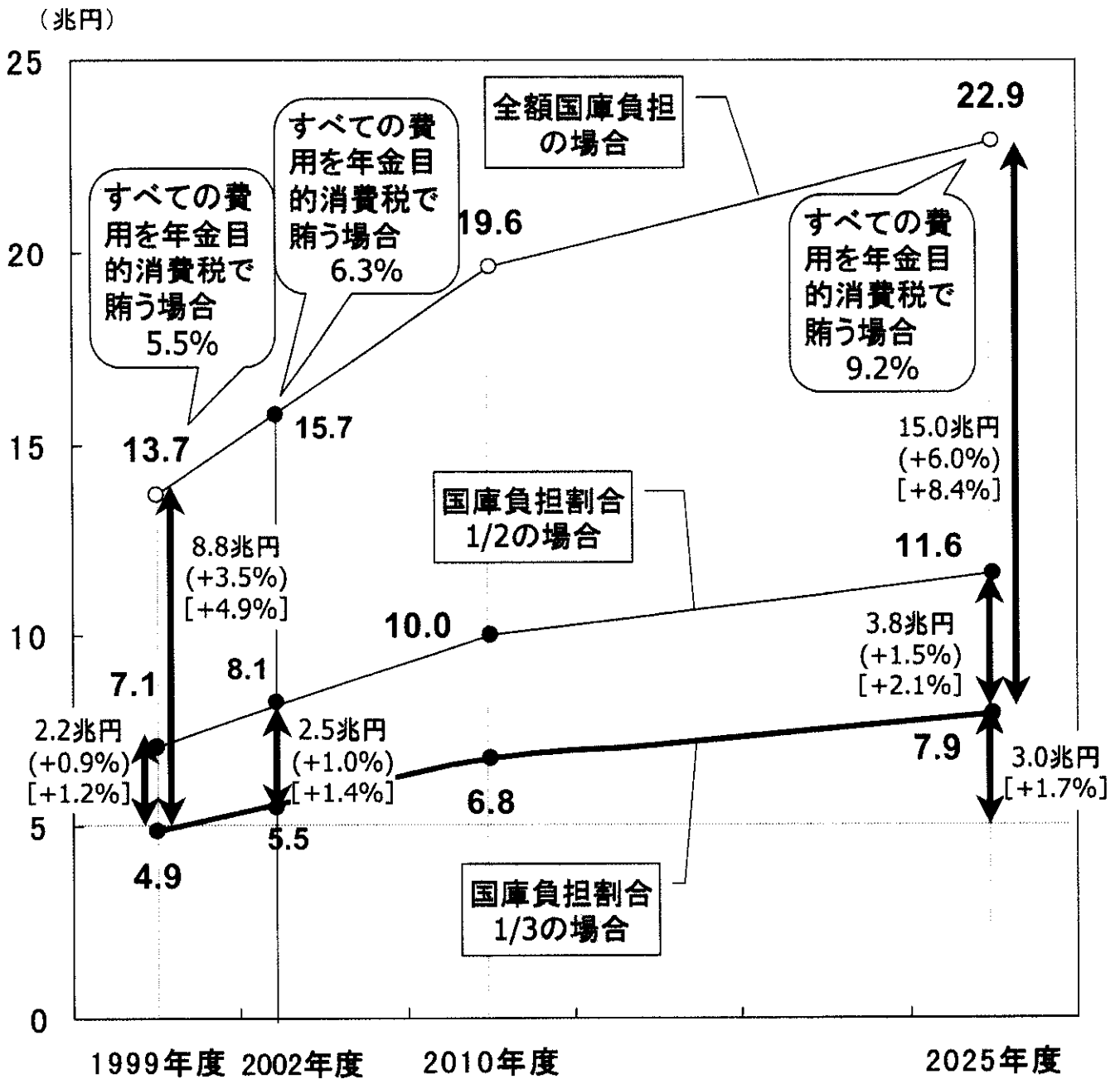


積立金を持たない完全な賦課方式によって保険料率を設定した場合と比べると、年収ベースで2050年頃に4 1/2%程度、それ以後も1 1/2%程度保険料の上昇を抑えることが可能

(*) 保険料率は、標準報酬ベース(カッコ内は年収ベース)

(資料5)

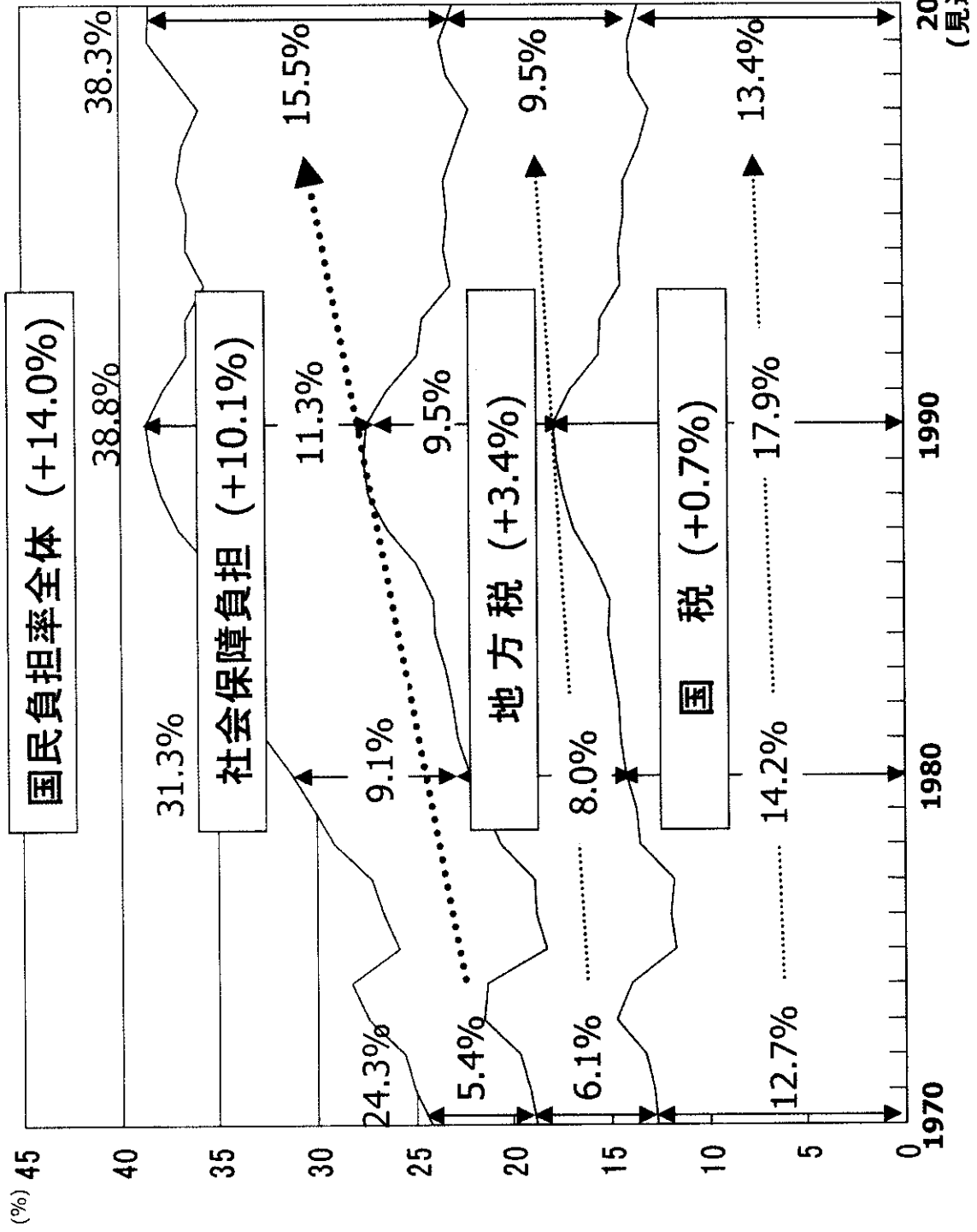
基礎年金国庫負担額の見通し
 ~改正制度~
 (平成11(1999)年度価格)



- (注) 1. 平成11(1999)年度は予算額であり、平成14(2002)年度以降は財政再計算の見通し額である。
 2. 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含む。
 3. 端数処理の関係で国庫負担の増分が国庫負担の差額に合わないことがある。
 4. ()内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値である。
 5. []内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値(地方消費税分を含まない)である。

(資料6) 国民負担率(租税負担、社会保障負担)の推移

1970年度からの国民負担率の推移をみると全体で14%増加しているが、その増加の大半は社会保障負担(+10.1%)であり、景気の動向等に左右されず一貫して増加してきた。税負担とりわけ国税の負担率は景気の動向等による増減はあるが、1970年度とほとんど変わらない水準である。



個人で負担をしなければ給付に結びつかない負担
 →増加する給付を賄うための負担増の合意を得てきた。

社会共通の費用を賄うための負担であり、税の納付と給付を受け合うことに結びつかない負担
 →社会保障負担と同じように負担増の合意を得ることができないか。